

情審第9号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)2月28日付け事業第264号で諮問(諮問第33号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月12日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「第51回F I ジャパンカップ開催に際し、小田原市が「小田原競輪開催業務等包括委託」契約を締結する事業者に対して補填しなければならない内容がわかる書類」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年10月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「公開請求に係る事実が存在しないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年10月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月2日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は、審査請求人に対し、審査請求の趣旨及び理由に係る事実確認について照会した。
- 6 審査請求人は、審査庁側で事実確認を実施するよう回答した。
- 7 審査庁は当審査会に対し、令和4年2月28日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、支払事務処理に係る公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求日は不詳であるが、「小田原競輪開催業務等包括委託」契約（以下「当該委託契約」という。）を締結する事業者（以下「受託事業者」という。）が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という） に対して、「第 51 回 F I ジャパンカップ開催に係る共催金」として 10 万円を請求し、2021 年 6 月 30 日までの振込を求めているという事実がある。また、その請求書の中に「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述がある。
- (2) 受託事業者から請求を受けた経緯を F I 協議会事務局へ問い合わせたところ「受託事業者に協賛金を支払うよう実施機関から依頼があったため、そのように対応した。」との説明があった。
- (3) 実施機関が F I 協議会に対し、自ら受け取るべき協賛金 10 万円を受託事業者 に、支払うよう依頼したこと、受託事業者から F I 協議会への請求書に補填の記述があることを踏まえると、実施機関が受託事業者に対して補填をしなければなら ない何らかの事情があり、F I 協議会からの 10 万円を充てたものと考えられ る。
- (4) 補填という言葉を使っていることからすると、①実施機関から受託している業 務の中で F I ジャパンカップ用のオリジナルクオカードを作成することになっ ていた、②何らかの事情によりその費用が不足することとなったため一部補填す る必要が生じたが、契約を変更せず、実施機関の債権である F I 協議会からの 10 万円を当該委託業者に受領させ、補填分に充てることとした、ということがあつ たとしか考えられない。
- (5) 実施機関は、受託事業者との契約において、何らかを補填するとの取り決めは ないため、公開請求に係る事実が存在しないと弁明している。しかし、実施機関 が受領すべき 10 万円を受託事業者が受け取るのであるから、当然実施機関の了 承のもとに行われたものであり、「公開請求に係る事実が存在しない。」はずはな

いと考える。仮に事実が存在しないとすると、受託事業者は虚偽の内容を記載してF I 協議会への請求を行ったということになる。

- (6) 実施機関へ収入処理されるべき 10 万円が、実施機関の依頼によってF I 協議会から受託事業者へ支払われたということは、実施機関から受託事業者への 10 万円の支払いをF I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。また、その文書の内容は、請求書に記載されている「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものであるはずである。もし文書が存在しないとしたら、依頼の根拠が存在しないことになってしまう。
- (7) 文書が存在した場合でも、その内容が「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものでないとしたら、受託事業者が、虚偽の内容を以て 10 万円の請求を行ったことになってしまう。
- (8) そもそも、なぜ処理方法を変えて「支払いを依頼」しなければならなかったのか、委託契約に基づく委託料の他に、10 万円を追加で支払うことが本当に必要だったのか、その必然性が全く不明である。本事務の適正性を示すためには、実施機関と受託事業者との間で交わされた文書の公開が欠かせない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 受託事業者は、実施機関と締結している当該委託契約の中でファンサービス品の調達業務を行っているが、当該委託契約において、実施機関が当該受託事業者に対して、何らかを補填するとの取り決めはない。
- 2 契約上「補填」とする単語に類似した条項として「損害賠償」に関する取り決めはあるが、発注者である実施機関が関係法令又は当該委託契約に違反したことによる契約解除に伴う受注者の損害に関する賠償に限定されるものである。また、「リスク分担」に関する取り決めもあるが、経費に関し、物価の変動、金利の変動、発注者の行政運用上の都合以外による運営費の増大は、受注者が負担することになっており、調達業務において、実施機関がリスク負担すべき該当事項はない。
- 3 F I 協議会への協賛金の請求は、当該委託業者の業務の範囲で行っており、請求手続自体をF I 協議会に対し直接行っていることから、いかなる項目の記載により

請求が行われたか、処分庁としては把握をしていない。

- 4 現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、実施機関を経由せず、受託事業者に直接支給される方法で行っているが、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託事業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「第51回 F1 ジャパンカップ開催に際し、小田原市が受託事業者に対して補填しなければならない内容が分かる書類」と表現している。その後、実施機関から、当該委託契約書において、補填についての取り決めはなく、また、共催費の請求は受託事業者がF1 協議会に対して直接行ったものであるという弁明がなされた。

それを受けて、審査請求人は、「実施機関から受託事業者への10万円の支払いをF I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。」という意見を述べている。

当該意見を前提とすると、審査請求人は対象文書を補填の根拠を示す文書に限定しておらず、当該事業者が受領した共催金の支払いの根拠となる文書の公開を求めていると考えられる。

2 本件請求の前提となる請求書及び事務処理について

本件請求の前提となる請求書については、実施機関は受託事業者が直接F I 協議会に請求したものなので把握していないとのことであるが、審査請求人が入手したものとして、当審査会に請求書の写しが提出されている。

当該請求書には、宛先がF I 協議会で、送り主に受託事業者名の記載があり、品名欄には、たしかに、「F I ジャパンカップ開催に係る共済金、オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述があるが、請求日が空欄であり、また受託

事業者の押印が無い場合、実物の請求書の写しであるかは確認ができない。

しかし、受託事業者が、F I 協議会に共催金を直接請求する手続自体は、実施機関も認めるところであり、また振込先として記載されている口座は、実施機関が把握している受託事業者の口座と一致しているとのことなので、実物の請求書の写しであると推察される。

その上で実施機関に、事務処理の実状等について聴き取り調査したところ、実施機関は、請求書にある補填の記述については、関知していないとのことであった。

また、当審査会では、実施機関から、受託業者と締結した当該委託契約書の提出を受けて調査をしたが、補填に関する記載はなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対して、F I 協議会から支給される共催費を元にして、クオカードを作成するよう口頭で依頼したこと、現金管理の観点から、実施機関を経由せずに、F I 協議会から受託事業者に共催費が直接支給される手続としたこと及び受託事業者が直接F I 協議会に共催費を請求する状況があることは認めている。

3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査及び当該委託契約書の調査を行ったが、実施機関が受託事業者に補填しなければならない事情は確認できなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対してクオカードの作成及びその費用としてF I 協議会から支給される共催費を充てるとの口頭で依頼したと説明し、そのための事務処理の経緯については文書を作成していないと主張している。

この点については、実施機関から聴き取ったところによれば、平成 29 年度においても同様に、当時の「宣伝・広告・ファンサービス一括委託業務」における受託事業者に対して、口頭でクオカードの作成依頼をして、現金を直接引き渡す事務処理をしており、当該経緯についても事務処理上の文書が存在しないとの説明を受けた。

したがって、現金の授受の有無にもかかわらず、これらの事務処理上の経緯が文書として残されていない状況は、不適切であったと言わざるを得ない。しかし、このような事務執行の実態を前提とすると、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他に対象文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適切な文書事務について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、実施機関と受託事業者との事務処理上の経緯は、本来であれば文書として残されるものであると考えるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、今後は適正な事務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年2月28日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討